

令和5年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
平成31年(行ウ)第4号 不当利得返還請求事件  
口頭弁論終結日 令和5年2月15日

判 決

岡山県美作市

原 告 山 根 忠 弘

岡山県美作市栄町38番地2

被 告 美 作 市 長 萩 原 誠 司

同訴訟代理人弁護士 小 寺 立 名

同 指 定 代 理 人 山 下 宗 一 郎

同 中 尾 裕 幸

同 白 井 隆

主 文

- 1 被告は、公明党美作市議団に対し、1万4065円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を美作市に支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、新風会に対し、16万4425円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を美作市に支払うよう請求せよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その7を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、別紙1の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、別紙1の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成26年5月1日から各支払

済みまで年5分の割合による金員を、美作市に支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要等

本件は、美作市の住民である原告が、被告に対し、別紙1の「相手方」欄記載の各会派（以下「本件各会派」という。）が、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に美作市から交付を受けた政務活動費につき、「美作市議会政務活動費の交付に関する条例」（甲4。平成18年条例第18号。ただし、平成25年条例第2号による改正後のもの。以下「本件条例」という。）の5条に違反する違法な支出があり、不当利得として美作市に返還すべきであるにも関わらず、被告が違法な支出に相当する金員及びこれに対する利息の支払請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件各会派に対し、別紙3の「否認額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成25年度の収支報告書の提出期限の翌日である平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求するよう求める住民訴訟である。

### 1 関係法令の定め

別紙2の定めのとおりである。

### 2 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠等により容易に認定することができる。）

#### (1) 当事者等

ア 原告は、美作市の住民である。

イ 被告は、美作市の執行機関である。

ウ 本件各会派は、いずれも平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における美作市議会の会派である。

#### (2) 本件各会派に対する政務活動費の交付

美作市は、地方自治法100条14項及び本件条例に基づき、平成25年度政務活動費として、本件各会派に、本件条例3条所定の金員（別紙1の本

件各会派の「交付額」欄記載の金額)を交付した(乙A1、C1、D1、H1)。

(3) 本件各会派による収支報告書の提出

本件各会派は、平成26年4月25日までに、美作市議会議長に対し、収支報告書を提出し、別紙1の本件各会派の「交付額」欄記載の金額から「支出額」欄記載の金額を控除して残余がある場合は、その残余額を美作市に返還した。これにより、本件各会派に交付された政務活動費は、別紙1の「最終交付額」欄記載の金額となった。

(4) 住民監査請求等

ア 原告は、平成31年2月12日、美作市監査委員に対し、本件各会派の平成25年度政務活動費の支出のうち、一部が本件条例5条に適合しない違法な支出であり、被告は、本件各会派に対し、違法な支出に相当する金員の不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、被告が本件各会派に対し上記違法な支出に相当する金員を美作市に返還するよう請求することを求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした（甲1）。

イ 美作市監査委員は、平成31年3月5日、本件監査請求は、収支報告書の写しが議長から市長に送付された日である平成26年5月21日から1年を経過してされたものであるから、不適法な請求であるとして、これを却下し、同月15日、原告に通知した（甲2、3）。

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成31年4月5日、本件訴えを提起した（当裁判所に顯著）。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、別紙3の「否認額」欄記載の各金員に係る支出（以下「本件各支出」という。）が政務活動費から支出することが許されない違法なものであるか否かである。

(原告の主張)

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では、概念上、政治活動と私的活動に区分することができ、そのうち政治活動は政務活動とそれ以外の政治活動に区分することができる。

これらの活動のうち本件条例が別表に定める基準に適合する政務活動についてのみ、政務活動費から支出することが許されるところ、①当該支出に係る活動の全体が、会派又は所属市議会議員の政務活動に係る支出として適切と判断されるものは、全額支出が許され、②当該支出に係る活動の全体が、私的活動又は政務活動以外の政治活動に係る支出と判断されるものは、全額支出が許されず、③当該支出にかかる活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で支出が許され、それ以外のものについては按分率 50% で支出が許されるべきである。

上記基準に基づき、本件各会派が平成 25 年度政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した各支出について、政務活動費から支出することが許されるか否かについて個別に判断した結果、別紙 3 の「否認額」欄記載の各金員に係る支出（本件各支出）は、本件条例の基準に適合しない違法な支出であり、政務活動費から支出することは許されない。個々の支出の適否についての原告の主張は、別紙 3 の「否認理由等」欄記載のとおりである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

個々の支出の適否についての被告の主張は、別紙 3 の「被告の反論」欄記載のとおりである。

### 第 3 当裁判所の判断

#### 1 総論

(1) 地方自治法 100 条 14 項ないし 16 項の規定による政務活動費の制度

は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなっていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される。本件条例5条、本件規則5条の各別表は、上記地方自治法の規定を受けて政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）を明らかにするものである。このような関係法令の定め及び政務活動費の制度趣旨に鑑みれば、使途基準が支出を認める経費は、政務活動に必要な経費をいい、当該行為の客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべきである。

もっとも、議員が行う活動には、政務活動のほか、政党活動、選挙活動といった政治活動や私的活動等があり、これらが混在する活動があり得る。このように政務活動とその他の活動が混在する活動に充てられた経費については、原則として2分の1（50%）の割合で按分した限度で、政務活動と合理的関連性を有するものと事実上推認するのが相当であり、当該経費にかかる具体的な事情に照らして、これと異なる政務活動の比率が具体的に判明する場合には、その比率で按分した額の限度で、政務活動と合理的関連性を有するものと認められるというべきである。

(2) 政務活動費の交付を受けた各会派が、政務活動費を政務活動と合理的関連性が認められない行為に係る経費に充てた場合、各会派は普通地方公共団体に対して同支出に相当する額の不当利得返還義務を負うこととなるところ、本件は、原告が被告に対してその行使を求めるものであるから、不当利得返還請求権を基礎づける具体的な事実、すなわち、本件各会派が政務活動費を政務活動と合理的関連性が認められない行為に係る経費に充てたという事実

は、本来、その事実を主張する原告がその主張立証責任を負うものである。

もっとも、政務活動費に係る支出について、原告がその具体的な内容等まで把握するのは困難であると考えられるところ、本件条例及び本件規則において使途基準は明らかにされており、議員は収支報告書を領収書等の証拠書類の写しを添えて提出することになっていることからすれば、原告が問題視する支出の内容（領収書等に記載された使途内容あるいは被告ないし各会派が明らかにした使途内容）が一般的・類型的にみて使途基準に適合するとみられる場合には、原告において当該支出と政務活動との間に合理的関連性がないことを積極的に主張立証する必要があり、他方、一般的・類型的にみて使途基準に適合しないとみられる場合には、被告ないし本件各会派において、同支出と政務活動との間に合理的関連性があることを積極的に主張立証する必要があるというべきである。

(3) 以上を踏まえ、本件各支出と政務活動との合理的関連性の有無について検討する。以下では、本件各支出を別紙3記載の整理番号を用いて表記することとする。

(4) なお、前提事実(4)イのとおり、美作市監査委員会は、本件監査請求を不適法として却下したものの、証拠（甲1）によれば、本件監査請求は、被告が本件各会派による政務活動費の支出に違法不当なものがあったことにより発生する不当利得返還請求権行使することを怠る事実をその対象としているものと認められるところ、怠る事実をその対象とする本件監査請求には地方自治法242条2項の適用がないと解するのが相当であり、本件訴えは、適法な監査請求が前置されたものとして、適法な訴えというべきである。

2 本件各支出が政務活動費から支出することが許されない違法なものであるか否か（争点）について。

(1) 日本共産党

ア 整理番号Aウ01、Aオ13、Aク14、Aク16、Aク20

上記は、複合機（コピー、プリンター、FAX）のインク代、リース代、関連消耗品代であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Aウ1、Aオ1、Aク1）。

一般的に見て、複合機は汎用性が高く、政務活動に用いられる場合もあれば、政務活動以外の活動に用いられる場合もあると考えられる。

被告は、上記複合機は会派議員の事務所に設置しており、主に会報誌「かがやき」（乙3）の印刷に用いていたと主張するが、通常、議員事務所では政務活動以外の政治活動も行われているものであり、上記複合機は、政務活動時にも、それ以外の政治活動時にも使用することがあり得るところ、証拠上、上記複合機が上記会報誌の印刷や政務活動にのみ利用されていたと認めるに足りない。

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

#### 15 イ 整理番号Aキ01、Aキ02

上記は、嘱託職員の賃金であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Aキ1）。

証拠（乙Aキ1）によれば、上記職員は、会派が資料整理、広報誌作成、公聴実務、市議団秘書業務等に従事する職員として年給8万円で雇用していたものと認められ、その賃金は政務活動のために必要な支出ということができる。

したがって、上記支出は、政務活動との間に合理的関連性がないものは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

#### ウ 整理番号Aク17、Aク18、Aク21

上記は、パソコン関連商品（メモリー）及びパソコンサプライ品を購入した代金であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Aク

1)。

一般的に見て、上記備品は、汎用性が高く、政務活動に用いられる場合もあれば、政務活動以外の活動に用いられる場合もあると考えられる。

被告は、上記備品は主に会報誌「かがやき」の作成その他の政務活動にのみ使用したと主張するが、証拠上、上記備品が常に政務活動にのみ利用されたと認めるに足りない。

したがって、上記各支出は、2分の1で接分した額の限度で、政務活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

10 (2) 友和会

整理番号Cイ12は、武雄市役所を訪問した際の土産代であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Cイ3）。

15

証拠（乙Cイ3）によれば、上記訪問は、同規模行政の振興策として、フェイスブックの利活用、オルレ武雄コース（トレッキングコース）の設定、市特産品のブランド化の調査・研究を目的としたものであり、その際、美作市の地元サッカーチームである「岡山湯郷Bellie」のグッズを土産として持参したことが認められる。上記訪問は市政に関する調査活動ということができ、上記土産は市の広報や特産品のブランド化に関する情報交換に役立ち、調査先とのコミュニケーションの円滑化に資するものと考えられ、その金額も社会的儀礼の範囲内のものができるから、上記支出は調査活動に必要な経費と認められる。

20

したがって、上記支出は、政務活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

(3) 公明党美作市議団

25

ア 整理番号Dオ02

上記は、市政報告はがきの作成費用であり、その全額を政務活動費から

支出したものである（乙Dオ1）。

証拠（乙Dオ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記はがきは、「2014年新春号Vo1. 19 のりもと陽介の市政宅配便」と「2014年新春号Vo1. 19 山本まさひこ市政シャトル便」であり、支持者や後援会加入者を中心に配布されたものであって、その内容は、いずれもはがき裏面の下半分に定例議会での一般質問事項や市政活動が掲載されているものの、上半分に議員の氏名や写真とともに挨拶文が掲載され、末尾に議員のブログやホームページの紹介が掲載されており、議員個人のPRに係る部分も相当程度混在していると認められる。

したがって、上記作成費用のうち、2分の1で按分した額についてのみ政務活動費から支出することができるというべきであり、上記支出との差額は、返還の対象となるというべきである。

#### イ 整理番号Dオ04

上記は、市政報告紙の作成費用であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Dオ1）。

証拠（乙Dオ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記市政報告紙は、「公明みまさか通信Vo1. 15・春号」であり、表面に3月の定例議会の報告が、裏面に視察研修の報告が掲載されており、基本的に市政に関する情報を市民に広報するものと認められる。

したがって、上記支出は、政務活動との間に合理的関連性がないものは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

#### (4) 新風会

整理番号Hク01～04は、岡崎正裕議員がカメラ、プリンター、パソコン、タブレット、無線LANルーター、セキュリティソフト、シェレッダーを購入した代金や保証費用であり、その全額を政務活動費から支出したものである（乙Hク1）。

一般的に見て、上記備品は、汎用性が高く、政務活動に用いられる場合もあれば、政務活動以外の活動に用いられる場合もあると考えられる。

被告は、上記備品のうちカメラは視察時の記録用に使用し、その他は自宅兼事務所に設置して政務活動のための資料の収集、印刷、細断のために利用したと主張するが、証拠上、上記備品が常に政務活動にのみ利用されたと認めるに足りない。

なお、原告は、上記備品の購入日が平成26年3月7日から同月31日にかけてであることと上記備品の耐用年数に鑑み、耐用年数に対する月割経過月数の割合を超える支出は違法であると主張する。しかし、証拠（乙4）及び弁論の全趣旨によれば、岡崎正裕議員は、平成25年4月14日の選舉に当選し、任期は、同月25日から平成29年4月23日までであり、現に同議員は任期を全うしたことが認められ、上記購入時期を不合理ということはできず、按分率に関する原告の上記主張は採用できない。

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

#### (5) まとめ

以上によれば、本件各会派に係る違法な支出額は、それぞれ別紙3の本件各会派に係る「認容額」・「合計」欄記載のとおりとなる。

#### 3 被告が各会派に請求すべき金額について

(1) 本件条例によれば、政務活動費は半期ごとに交付されるが、収支報告書の提出は年度ごとに行うこととされているところ、地方自治法及び本件条例は、政務活動費の使途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、上記使途に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。本件条例9条は、このような場合に不当利得返

還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない上、使途基準に適合しない支出が認められた場合に別途当該支出分の返還義務を定める規定なども存在しない。そうすると、以上のような条例の定めの下では、政務活動費の収支報告書に使途基準に適合しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り、政務活動費の交付を受けた会派が、政務活動費を法律上の原因なく利得したということはできない（最高裁判所平成30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。

したがって、本件条例に基づいて交付された政務活動費について、その収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合しないものであっても、当該政務活動費の交付を受けた会派は、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から本件使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る限度で、市に対する不当利得返還義務を負うことになるものと解するのが相当である。

(2) 本件において、別紙1の「支出額」欄記載の金額が「最終交付額」欄記載の金額を超える会派（日本共産党）については、「支出額」欄記載の金額から、「別紙3の認容額」欄記載の金額（使途基準に適合しないと判断した別紙3の本件各会派に係る「認容額」・「合計」欄記載の金額）を控除した額が、別紙1の「最終交付額」欄記載の金額を下回らないため、市に対する不当利得返還義務があるとは認められない。

そして、別紙1の「支出額」欄記載の金額が「最終交付額」欄記載の金額を超えない会派については、さらに「別紙3の認容額」欄記載の金額につい

て、不当利得返還義務を負うというべきである。

(3) 原告は、被告に対し、本件各会派に対して各不当利得金及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めているところ、後者（附帯請求）は、本件各会派が悪意の受益者（民法704条前段）にあたるとして、同日（収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまでの民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の法定利息の支払を請求するよう求めるものと解される。

しかし、前記のとおり、政務活動費からの支出が違法か否か、すなわち、使途基準に適合しないか否かは、政務活動との合理的関連性という抽象的な基準による法的評価を含む判断にかかるものであるところ、本件証拠上、本件各会派が、本件各支出時ないし収支報告書の提出時において、本件各支出が使途基準に適合しないものであると認識していたことを認めるに足りる証拠はない。各支出の適否が、最終的には裁判所の判断によって決せられるところからすれば、本件各会派において、各支出が違法な支出であると認識できるのは、本判決確定の日であると解するのが相当であり、同日から悪意の受益者となるというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、被告は、本件各会派のうち公明党美作市議団、新風会に対し、それぞれ、別紙1の該当する「請求認容額」欄記載の金員及びこれらに対する本判決確定日の翌日から民法所定の年3パーセントの割合による利息の請求債権を有している。被告は、これらの債権の行使を怠っているところ、この不行使を正当化するような事情も見当たらないから、上記各債権の不行使は、違法である。

よって、原告の請求は、被告に対し、上記の各会派に対し上記の各金員及び法定利息の支払を求める限度で理由があるから、この限度で原告の請求を認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主

文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

5

裁判長裁判官 上田賀代

10

裁判官 安田仁美

裁判官 橋本康平

別紙1

相手方	交付額 (円)	支出額 (円)	残金・返 金額 (円)	最終交付 額(円)	請求金額 (円)	別紙3の 認容額 (円)	請求 認容額 (円)
日本共産党	330,000	450,715	0	330,000	97,555	57,555	0
友和会	660,000	208,313	451,687	208,313	7,000	0	0
公明党美作市議団	660,000	546,774	113,226	546,774	70,860	14,065	14,065
新風会	330,000	328,850	1,150	328,850	325,737	164,425	164,425
合計					501,152		178,490

## 別紙 2

### 関係法令の定め

#### 1 地方自治法

##### 第100条

- 14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16項 議長は第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

##### 第242条（平成29年法律第54号による改正前のもの。以下同じ。）

- 1項 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しく

は是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するためには必要な措置を講すべきことを請求することができる。

2項 前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

## 2 美作市議会政務活動費の交付に関する条例（本件条例。甲4）

### 第1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、美作市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（交付対象）

政務活動費は、美作市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

### 第3条（交付額及び交付の方法）

1項 会派に対する政務活動費は、毎月1日における当該会派の所属議員数に月額30,000円を乗じて得た額を交付する。

2項 政務活動費は、毎年4月及び10月の2期に、それぞれ交付月以降の6月分を交付する。（以下略）

### 第5条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費を充てることができる経費は、別表に掲げる項目ごとに右欄に掲げるとおりとする。

### 第7条（収支報告書の提出）

1項 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作

成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2項 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

#### 第9条（政務活動費の返還）

政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料等の購入に要する経費（書籍代、新聞購読料等）
広報費	会派の調査研究活動のために要する経費（広報

	紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が市民からの市政に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員（親族を除く）を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する費用（事務所の賃借料、維持管理費、事務機器購入費、リース代等）
その他経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

3 美作市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。乙1）

第5条（使途基準）

政務活動費は、別表に掲げる経費については、使用することができない。

別表（第5条関係）

項目（内容）
慶弔、お見舞い等の交際費的な経費
個人的な使途に充てる経費
政党費その他政党活動（研究会、研修会、機関紙発行等）に要する経費
後援会活動に要する経費
その他政務活動費の目的にそぐわない経費

以上